

世田谷介護ネットニュース

第7号

発行日：平成 20 年 7 月 17 日

発行：世田谷区介護サービスネットワーク

事務局：世田谷区社会福祉事業団

世田谷区人材育成・研修センター

連絡先：東京都世田谷区世田谷 1-23-2

電話：(03)5450-8575

平成 20 年度 総会報告

平成 20 年度の総会が 5 月 23 日に烏山区民センターで開催されました。

平成 19 年度事業報告・決算、規約改正、倫理綱領、運営委員と会計監査の承認、平成 20 年度事業計画・予算等が承認されました。

規約改正により運営委員会に個別の事案を検討する小委員会を設置できることになりました。災害対策、広報、ハートページ検討などが小委員会として位置づけられます。

また、倫理綱領では利用者本位や法令遵守などの基本事項を明文化し、公的サービスを提供する世田谷区介護サービスネットワーク会員事業所の立場を明確にしました。(2 ページ参照)

昨年の総会で選出された運営委員のうち事業所の異動等で念佛さん、福田さん、高橋さんが退任し、代わって新島さん、渋谷さんが選出されました。また、会計監査

の原田さんが池田さんに交代しました。この間、世田谷区介護サービスネットワークの活動に貢献していただいた方々に感謝いたします。



リレー随想

利用者が介護職員に「すみません」。今度は逆に介護職員が利用者に「すみません」。介護の現場でよく目にする光景である。確かに利用者には、介護職員に対して「申し訳ない」という気持ちがあるのかもしれない。しかし「すみません」と謝ることではないはずだ。また、丁寧にしようと思うあまり「すみません、すみません」と声を掛けても、利用者はいい気分ではないはずである。

介護職員はどのような時も「ありがとうございます」と声を掛けてみよう。介護サービスなのだから、お客様としてお礼を述べるのは当然ではあるが、それ以外にも大きな意味がある。『まだまだ未熟な私の介護技術ですが、お受けいただいてありがとうございます』『これからひとつひとつ経験を積んでいく私に、介助する機会を与えて

くれてありがとうございます』『こっ
やってお手伝いをさせていただく事
ができた“出会い”にありがとうございます』

人は誰でも謝られるより、お礼を言われた方がうれしいし、謝るより笑顔で「ありがとう」を言うほうが気持ちがいい。もし利用者に「ありがとう」と言われたら、心から「こちらこそありがとうございます」と笑顔で応えられる介護を目指したいものです。

次回は訪問介護ナイスケアの徳永宣行さんです。

三越ライフタイム上馬デイサービスセンター
板垣慎司



災害時対応に関するアンケートのお願い

災害対策小委員会では、7月9日に介護保険課などを
通じて災害時対応に関するアンケートを送りました。
このアンケートの結果に基づいて世田谷区介護サービス

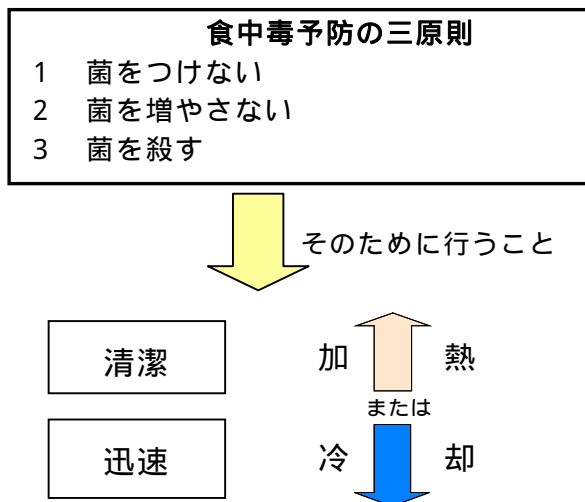
ネットワークとして取り組むべき具体的な内容を検討し
ます。7月23日が締切ですので、是非ともご協力のほど
よろしくお願いたします。

新連載

感染症一口メモ(1)「食中毒にご注意」

感染症グループ

梅雨時から夏場、さらに食欲の秋にかけて食中毒が発生しやすい時期です。昨今は、食中毒が通年発生しています。



清潔

手指や調理器具などは常に清潔を保ち、菌を寄せ付けない調理環境づくりが大切です。まな板、スポンジ、ふきん等は加熱するか、塩素系殺菌剤（ピューラックス、ミルトン、ハイター等）を用いて殺菌します。・・・「付菌」にならないようにすることがたいせつ！！

迅速

冷蔵・冷凍は購入後すばやくおこない、作ったものは速やかに食べる。菌に増殖する時間を与えないことが大切です。

加熱または冷却

加熱できる食品は、十分に火を通します。そして、冷蔵・冷凍の必要なものは、わずかな時間でも冷蔵（凍）庫に保存する。低温条件に強い菌もあり、冷凍庫の過信はしない。

世田谷区介護サービスネットワーク倫理綱領

総会承認 平成 20 年 5 月 23 日

前文

世田谷区介護サービスネットワーク（世田谷区介護事業者連絡会）会員は、介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業者として、良質な介護サービスを地域へ対して安定的に供給することが社会的責務であると自覚します。この目的を達成するためには加盟事業者がその事業活動において職業倫理を共有することが不可欠と考え、ここに倫理綱領を制定しその遵守を誓約いたします。

本文

第1条（利用者本位と自立支援）

会員は、利用者本位の介護サービス提供が可能になるよう、自己選択・自己決定を尊重します。また、利用者の自立を支援する介護サービス提供に努めます。

第2条（利用者の権利擁護と個人情報保護）

会員は、利用者の権利と利益を擁護するために最大限の努力を払います。また、利用者の個人情報の収集・保管等にあたっては、個人情報の漏洩がないよう常に最大の注意を払うとともに、個人情報を他事業者へ提供するにあたっては必ず利用者の意思を確認します。

第3条（連携と自立生活の支援）

会員は、利用者とその家族、医師、看護師、理学療法士などの医療職及び他の介護事業者と連携し、必要なサービスを

的確に提供することによって利用者が住み慣れた地域の中で、できる限り長く本人らしく生活できるように支援します。

第4条（介護サービスの質向上と専門職の資質向上）

会員は、現在の介護サービスの水準に満足することなく、常により質の高いサービスを追求します。そのために、会員は、協力して介護サービスの質向上を図ります。また、会員事業所は、その提供する介護サービスを支える専門職の知識及び技術水準の向上を図るために専門職が学習する機会を提供し、専門職の資質向上を目指します。

第5条（法令遵守）

会員は、介護サービスの公益性を重視し、介護保険法とその他の関連法令、その他の法律や条例等の法令を遵守します。

第6条（地域福祉の推進）

会員は、地域における福祉サービスの提供者としての責務を自覚し、地域福祉の推進に協力します。

第7条（説明責任と苦情への対応）

会員は、介護サービスの各段階で利用者に対する説明責任を果たします。また、利用者やその家族などからの苦情、意見、要望などに真摯に対応し、その経験をサービス向上に役立てます。

第8条（事業者の社会的地位向上）

会員は、世田谷区介護サービスネットワークの活動推進に協力して取り組み、介護事業者及び介護職の社会的地位向上に貢献します。

世田谷区からのお知らせ

世田谷区全域で10月1日から、ごみの出し方のルールが変わります！

区のごみ収集が、次のように変わります。

プラスチック類、ゴム・皮革類が、「可燃ごみ」になります。（これまでは「不燃ごみ」でした。）

「不燃ごみ」の収集日が、これまでの週1回から月2回になります。

「ペットボトル」が、ごみ集積所でも月2回、収集されるようになります。

なお、一部の区域では、「可燃ごみ」又は「不燃ごみ」の収集曜日が変わります（資源回収の曜日はこれまでと変わりません。）

詳しくは、区のホームページ、区のおしらせ（清掃・リサイクル号特集号）などをご覧ください。

訪問収集をご利用の方については、管轄の清掃事務所にお問合せください。

月2回の収集とは

「不燃ごみ」と「ペットボトル」は、同じ曜日の収集となります。

例えば、毎月、次のようなパターンになります。

10月の例

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

「第1回目」と「第3回目」の水曜日

…「ペットボトル」の収集（10月1日、15日）

「第2回目」と「第4回目」の水曜日

…「不燃ごみ」の収集（10月8日、22日）

注）*第5回目の収集は、「ペットボトル」と「不燃ごみ」の両収集ともありません。（この場合、10月29日、30日、31日の収集はありません。）

*曜日や、第1・3回目と第2・4回目の割り振りは、区域によって違います。

飲料容器の洗浄・消毒時にはご注意ください！

夏季になり、飲料ボトルの中味の補充や入替え、洗浄・消毒を行う機会が増えると思われます。

今月、区内施設において、消毒薬の入ったものを利用者の飲用に供する事故がありました。飲料容器に注意表示をしていなかったこと、施設職員の間での申送りが十分でなかったこと、消毒薬が入っていたにも係わらずその中味を確認せず、スポーツドリンク粉末を加えたことなどが原因と考えられます。

洗浄・消毒を行う際には、洗浄・消毒中の表示を行うほか、飲料が入っている容器とは明確に場所を分けるなど、施設職員のみならず、利用者、

来訪者等が誤飲することのないようご注意ください。

なお、訪問介護等においても、利用者宅で同様の誤飲事故が生じないようにご注意ください。



川柳コーナー

アルミだとすっかり忘れ梅をねる
ものの見事に なべ 真っ白け

泣きじゃくる友のこえ聞き数時間
受話器もつ手がひめいをあげる



投稿者 高木由紀子様

介護保険のご利用者様でもある高木様は、右半身麻痺と言うことですが、何とかがんばって調理などなされています。

ある日、友人からの電話を切れず数時間はなしていたら、受話器を握った手が硬直していたそうです。

研修情報・イベント情報

【世田谷区介護サービスネットワークの研修】

- 第2回全体会
「介護保険制度改正最新情報(予定)」
平成20年9月19日(金) 18:30~20:30
会場:世田谷区民会館集会室
- 第1回「明日から役立つヘルパー研修」
「口から始める介護予防」
平成20年7月23日(水)
会場:世田谷区福祉人材育成・研修センター
講師:世田谷区歯科医師会 桐原仁子先生
- 第2回「明日から役立つヘルパー研修」
「移動介助研修」
平成20年9月17日(水) 18:30~20:30
会場:世田谷区福祉人材育成・研修センター
講師:総合福祉センター鈴木理学療法士
- STS(サービス提供責任者)の研修
「ホームヘルパーへのスーパーバイズ(予定)」
平成20年10月16日(木) 18:30~20:30
会場:世田谷区福祉人材育成・研修センター

【世田谷区福祉人材育成・研修センターの研修】

- 介護入門研修「勉強してみよう介護のこと」
平成20年9月3日(水) 9:00~16:00
会場:上北沢ホーム
- 「介護サービス従事者のための 相談援助の基礎知識」
平成20年9月11日(木)、25日(木) 2日間

会場:デイ・ホーム世田谷 地下大会議室
講師:昭和女子大学人間社会学部福祉環境学科
高橋学教授

- 「経営セミナー 介護職場のメンタルヘルスケア」
平成20年9月26日(火) 18:30~20:30
会場:世田谷区福祉人材育成・研修センター
講師:中部総合精神保健福祉センター広報援助課
井上悟医師など
- 「地域保健福祉の基礎講座」
平成20年9月27日(土)、10月4日(土)、10月11日(土) 3日間
会場:世田谷区福祉人材育成・研修センター

【世田谷区のイベント】

- 「世田谷区福祉100人委員会 報告会」
平成20年8月6日(水) 19:00~20:30
会場:世田谷区役所第3庁舎 プライツホール
入場無料、先着100名様まで

【世田谷区総合福祉センターの研修】

- 「知的障害の理解とケア(基礎編)」(費用:1000円)
平成20年7月25日(金) 13:30~16:00
会場:総合福祉センター3F 研修室
対象:障害者・高齢者の相談やケアに携わるスタッフ
申込期限:7月18日(金) 5376-3412(小畑、平野)

印の問い合わせ先は

世田谷区福祉人材育成・研修センター
電話:5450-8575

世田谷区介護サービスネットワーク入会のご案内(更新受付中)

入会資格:世田谷区民に介護サービスを提供する介護保険事業者
(正会員)又は関連サービスを提供する事業者(準会員)

新規ご入会の場合 入会金 5,000円
(正会員、準会員とも) 年会費 5,000円
継続の場合 年会費 5,000円

詳しい問い合わせは、世田谷区社会福祉事業団
世田谷区福祉人材育成・研修センターまで。
電話:03(5450)8575、FAX:03(5450)8237
ホームページ:www.setagayaj.or.jp/kaigo/

入会のメリット!!!

- 1) 事業所間の情報交換・共有ができます。
- 2) これからの介護事業所間連携を深める上で必要な「顔の見える関係」をつくることができます。
- 3) 行政からの情報をいち早く入手できます。
- 4) 現場に即した各種研修に職員を安価に派遣できます。などなど。

会員数:253(平成20年7月14日現在)

編集担当から 総会も終わり、世田谷区介護サービスネットワークの各部会活動が活発に行われています。今年は介護保険法改正の年です。

世田谷区の介護保険事業計画も改正されます。介護事業のおかれている状況が少しでも改善されることを願っております。(K.T)

問い合わせ先

世田谷区社会福祉事業団
世田谷区福祉人材育成・研修センター
電話:03(5450)8575、FAX:03(5450)8237